

さいたま地方裁判所委員会（第45回）議事概要

第1 日時

令和8年5月19日（火）午後2時から午後3時30分まで

第2 場所

さいたま地方裁判所裁判員候補者室

第3 テーマ

犯罪被害者等の保護について

第4 出席者

（委員）足立健、岩本憲武、鵜澤浩美、加藤正志、駒方希、佐伯恒治、佐渡島啓、竹内努（委員長）、並木昌廣、引地信郎、牧野丘、眞鍋美穂子、本橋幸康、森田拓志（五十音順、敬称略）

（説明担当者）井下田英樹

第5 議事

1 開会

2 新任委員の紹介

竹内委員、眞鍋委員、本橋委員（五十音順）

3 委員長選任

委員の互選により、委員長として竹内委員が選任された。

4 委員長代理の指名

委員長により、委員長代理として牧野委員が指名された。

5 テーマに関する説明等

（1）説明

犯罪被害者等の保護について、井下田裁判官が説明を行った。

（2）実演

法廷において遮蔽及びビデオリンクによる証人尋問の実演が行われた。

6 意見交換

別紙のとおり

第6 次回のテーマについて

フェーズ3の運用状況

第7 次回期日

令和8年11月27日（金）午後2時

(別紙)

発言者：◎委員長、○委員、■説明担当者（部総括判事）・事務局長・事務局次長

◎ 法廷での証人尋問の実演をご覧いただいたが、実演の感想や犯罪被害者保護の制度全般に関する意見などを伺いたい。

○ 刑事裁判において公開法廷の原則がある中で、証人の方から「顔を出したくない、別室で尋問を行ってほしい」との要望があった場合、許可されるものなのか。

昨今、刑事被害者の方が警察に対し実名の非公開を申し出ることが多く、実名報道の原則が守れなくなっていることを受け、裁判所における運用を伺いたい。

■ ビデオリンクや遮蔽の措置をとるかどうかについては、本人が希望されることは前提であるが、法律上一定の要件がある。

○ 刑事裁判中、秘匿事項が漏れないよう徹底されていると思うが、ヒューマンエラーにより秘匿事項を漏らしてしまった場合、どのように対処されているのか。
また、被害者が傍聴席におり、他の傍聴人に顔を見られたいとの希望があった場合はいかがか。

■ 1つ目の質問については、発生しないよう注意はしているものの、尋問に熱が入ってきた際などに実際起こり得る話である。例えば、傍聴人に気付かれないようその場を切り抜け、事後的に注意喚起や謝罪をするなど、適切に状況判断をして対応することが考えられる。

2つ目の質問については、被害者に対し特別傍聴券を交付して予め席を確保するということはあり、その場合は、被告人は気付かなかつたとしても他の傍聴人は気付いてしまうという問題があることは認識している。

◎ 被害者保護については様々なニーズが存在し、裁判所でどこまで応えていけるかという点については模索しているところである。

○ 法廷は緊張する雰囲気があると感じた。尋問中に、証人が緊張や興奮により体調を崩すこともあると思われるが、その点への配慮は何かあるか。

■ 裁判員の方も緊張で体調を崩すことがあるため、よく様子を見ながら休憩を取ってもらうなどして参加していただいている。証人については、第一次的には証人と接する検察官あるいは弁護人に証人の体調に注意していただき、配慮を要する場合には事前に裁判所に情報をもらい、車椅子を用意する、尋問中休憩を頻繁に取る、手元に水を置く扱いを認めるなどの配慮をした実例がある。

○ 状況を見ながらお声がけをしていただくと十分かと思う。

緊張する状況でテンションが上がった時と、終わってテンションがずっと抜ける時が危ない。

◎ 法廷が一種の舞台装置として権威が必要であることと、証人が証言をしやすいくこととのバランスを保つのが非常に難しい部分である。

○ 刑事裁判中に誤って秘匿事項を口に出してしまった場合、事件記録からは削除されるのか。その際、傍聴人や記者に対しては、秘匿事項をSNS等で外に出さないよう注意喚起を行うのか。

■ 1つ目の質問については、記録に残すことを意図した発言ではないため、訴訟関係人と相談の上、適切に処理することになると考えられる。

2つ目の質問については、記者クラブの所属する記者であればお願いするまでもなく御配慮いただけることを期待するが、SNS等で目立つことを目的とするような方については、注意喚起をすることでかえって失言を印象付け刺激するおそれがあるため、難しいところであるが、これから考えていきたい。

■ 実際にそういった事例に遭遇したことはないが、今の話のとおり、注意喚起するとかえって情報が拡散して二次被害を生みかねないため、その場は流すことになると考えられる。また、秘匿事項が重要なものである場合には、スマートフォンをはじめとする録音・撮影ができる機器を手荷物預かりして法廷内に持ち込ませない措置をとり、盗撮盗録をさせないように準備することが想定される。

■ 見聞きした事例に留まるが、スマホで隠し撮りをされ、SNSに投稿される事案は実際に起きている。削除要請をしても、表現の自由を盾にされてなかなか応

じてもらえず、対応に苦慮しているが、職員の当事者対応を録音された事案で、個人のプライバシーの侵害を理由に削除要請をしたところ、応じてもらえた例も数件存在する。

◎ 事件の発生を時系列で見ると、裁判所より前に警察・検察といった捜査機関が関わることになるところ、被害者保護の観点から警察の方で苦勞する点もあると思われるが、留意している点はあるか。

○ 様々な被害者の方がいるため、千差万別の対応が求められるが、性犯罪の場合は特に気を付けるようにしており、被害者の方の要望される性別の警察官が対応するなど、可能な限り被害者の意向に沿うよう努力させていただいている。

○ DV被害者がシェルターに避難する際、電波の発信から避難先が探知されないように同人のスマホ利用を制限しており、これが入所のハードルを高くしてしまっているという実情があり、様々な検討課題を考えているところに、ちょうどタイミングよく被害者保護の話を本日聞くことができた。

ところで、刑事裁判における被害者保護について、遮蔽による対面方式よりもビデオリンク方式を優先した方が、ヒューマンエラーが起こりづらく保護に適しているのではないかと考えるが、裁判所がリスクを踏まえた上で対面を原則とするのはこういった理由からか。

■ 刑事裁判は特に、取調べは法廷で生の声を直接聴いて行うべきとする直接主義を基本としていることもあり、裁判官は、そこから先、どのような措置を用いて被害者保護を図るかについては、事件の性質や証人の希望、検察官及び弁護人の意見などを勘案して、バランスを考慮した上で総合的に判断している。

○ 被害者保護が重要である一方で、刑事法廷は被告人が有罪か無罪か、有罪なら刑の重さを決める場でもあるので、被告人の立場からすると、有罪無罪や刑の重さを決める重要な判断が、裁判官が証人の証言を直接聞いて把握し、また弁護人が証人の動作や表情も見ながら適切に反対尋問権を尽くした結果なされたということは、被告人が自身の裁判が尽くされたという結果に納得するという点で非常に重

要である。

- 反対尋問をする立場からすると、ビデオリンク方式は対面に比べ非常にやりづらい部分がある。尋問はコミュニケーションを成り立たせる必要があるところ、ビデオリンクの場合、正面から向き合い視線が合うわけでもないため、こちらの熱量が証人に伝わらない。

反対尋問の成功率の統計を取った場合、ビデオリンクと遮蔽とで数値に差が出ると考える。より肌感覚が伝わる技術の開発が望まれる。

- 私も、尋問については対面の方がやりやすい面があると思う。尋問中は、動揺や歯切れの悪さ、ちょっとした表情の変化や息遣いも判断材料にしながら聴き方を変えていっている。ビデオリンクの場合は、画面越しでそういった要素が薄まってしまい、直接的な心証が取りづらくなってしまう。被害者保護の観点からは、できるだけ精神的負担は避けて情緒の安定を図った方が良いという面もあるため、両者のバランスが必要であると考えます。

また、被害者の中には、遮蔽さえしてもらえれば裁判官に直接話したいという気持ちを持った方もいるため、事案の内容を踏まえ、被害者自身の意向に寄り添って手段方法を選んでいただきたい。

- 記者の立場からすると、ビデオリンクが無い時代の証人尋問では、法廷で証人がどのような思いで証言をしているか後ろ姿でも肌感覚で描写できたが、ビデオリンクでは伝わりづらい。被害者が法廷に出て証言するのがつらいという気持ちも分かるため、ビデオリンクの選択は難しい問題だと思う。

ところで、ビデオリンクは裁判所の建物内の別室で実施するという決まりなのか。また、今日法廷で、証言台が裁判官との距離が近いなと思ったが、法廷における証言台の距離は全国一律に決められているのか。

- これまでの制度は、ビデオリンクの接続先は同一の裁判所内又は別の裁判所内の一室とされていたが、別室の範囲を拡大する改正法がまもなく施行され、相当と認められる場所であればどこでも可能となる。しかし、どのような場合に相当

と認められ、尋問の適正が確保できるかは慎重に考えるべき問題であり、これからの運用の中で決まっていくことになる。

裁判官との距離が近いと感じられたのもごもっともかと思うが、証言台と法壇の距離については、特に規格が決まっているわけではない。